

議案第15号

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備について

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

平成31年2月19日 提出

松阪市長 竹上 真人

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(松阪市地区市民センター条例の一部改正)

第1条 松阪市地区市民センター条例(平成17年松阪市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「860円」を「880円」に、「540円」を「550円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「750円」を「770円」に改める。

(松阪市市民活動センター条例の一部改正)

第2条 松阪市市民活動センター条例(平成17年松阪市条例第329号)の一部を次のように改正する。

別表中「610円」を「620円」に、「300円」を「310円」に、「100円」を「110円」に、「200円」を「210円」に、「1,000円」を「1,050円」に改める。

(松阪市飯高総合開発センター条例の一部改正)

第3条 松阪市飯高総合開発センター条例(平成17年松阪市条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表中「3,240」を「3,300」に、「1,080」を「1,100」に、「540」を「550」に改める。

(松阪市飯南コミュニティセンター条例の一部改正)

第4条 松阪市飯南コミュニティセンター条例(平成17年松阪市条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表中「430」を「440」に、「750」を「770」に、「210」を「220」に、「320」を「330」に改める。

(松阪市栗野コミュニティセンター条例の一部改正)

第5条 松阪市栗野コミュニティセンター条例(平成17年松阪市条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表中「21,600円」を「22,000円」に、「5,400円」を「5,500円」に改める。

(松阪市中川新町地域交流センター条例の一部改正)

第6条 松阪市中川新町地域交流センター条例(平成20年松阪市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表中「860円」を「880円」に、「970円」を「990円」に、「1,180円」を「1,210円」に改める。

(松阪市福祉会館条例の一部改正)

第7条 松阪市福祉会館条例(平成17年松阪市条例第117号)の一部を次のように改正する。

別表中「2,880」を「2,930」に、「1,470」を「1,500」に、「750」を「770」に、「3,850」を「3,920」に、「1,960」を「2,000」に、「1,000」を「1,020」に、「6,520」を「6,640」に、「3,270」を「3,330」に、「1,640」を「1,670」に、「7,490」を「7,630」に、「3,760」を「3,820」に、「1,890」を「1,920」に、「10,370」を「10,570」に、「5,230」を「5,330」に、「2,640」を「2,690」に改める。

(松阪市飯南高齢者・障害者福祉施設ふれあいセンター条例の一部改正)

第8条 松阪市飯南高齢者・障害者福祉施設ふれあいセンター条例(平成17年松阪市条例第338号)の一部を次のように改正する。

別表中「3,240円」を「3,300円」に、「1,620円」を「1,650円」に改める。

(松阪市飯高老人福祉センター条例の一部改正)

第9条 松阪市飯高老人福祉センター条例(平成17年松阪市条例第124号)の一部を次のように改正する。

別表中「2,700円」を「2,750円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

(松阪市高齢者生活福祉センター条例の一部改正)

第10条 松阪市高齢者生活福祉センター条例(平成17年松阪市条例第337号)の一部を次のように改正する。

別表中「3,240円」を「3,300円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「2,700円」を「2,750円」に改める。

(松阪市飯高保健センター条例の一部改正)

第11条 松阪市飯高保健センター条例(平成17年松阪市条例第135号)の一部を次のように改正する。

別表中「2,700円」を「2,750円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

(松阪市市町村整備型浄化槽の整備に関する条例の一部改正)

第12条 松阪市市町村整備型浄化槽の整備に関する条例(平成17年松阪市条例第151号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表中「4,320円」を「4,400円」に、「4,860円」を「4,950円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「5,940円」を「6,050円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「14,040円」を「14,300円」に、「16,200円」を「16,500円」に、「19,440円」を「19,800円」に、「23,760円」を「24,200円」に、「28,080円」を「28,600円」に改める。

(松阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第13条 松阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成17年松阪市条例第153号)

の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項第 1 号中「1,080 円」を「1,100 円」に改める。

第 13 条第 1 項第 1 号ア中「2,050 円」を「2,090 円」に改め、同号イを次のように改める。

イ 最大積載量 350 キログラムを超え 500 キログラム以下の搬入車両は、1 車両につき 5,230 円。ただし、最大積載量が 500 キログラムを超えるときは、500 キログラム毎に 5,230 円を加算する。この場合において、引き続き 500 キログラムに満たない積載量があるときは、500 キログラムとみなす。

第 13 条第 1 項第 1 号ウを削り、同条第 2 項中「1,020 円」を「1,040 円」に、「500 円」を「510 円」に、「820 円」を「830 円」に改める。

(松阪市松ヶ崎公園グラウンド条例の一部改正)

第 14 条 松阪市松ヶ崎公園グラウンド条例（平成 19 年松阪市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「540 円」を「550 円」に、「1,080 円」を「1,100 円」に、「1,620 円」を「1,650 円」に改める。

別表第 2 中「1,620 円」を「1,650 円」に、「400 円」を「410 円」に改める。

(松阪市営葬儀に関する使用料条例の一部改正)

第 15 条 松阪市営葬儀に関する使用料条例（平成 17 年松阪市条例第 157 号）の一部を次のように改正する。

別表中「54,000」を「55,000」に、「81,000」を「82,500」に、「27,000」を「27,500」に、「40,500」を「41,250」に、「5,400」を「5,500」に、「8,100」を「8,250」に改め、同表備考 2 中「2,160 円」を「2,200 円」に、「3,240 円」を「3,300 円」に改める。

(松阪市霊柩車使用条例の一部改正)

第 16 条 松阪市霊柩車使用条例（平成 17 年松阪市条例第 158 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「4,320 円」を「4,400 円」に改める。

(松阪市篠田山斎場条例の一部改正)

第 17 条 松阪市篠田山斎場条例（平成 17 年松阪市条例第 161 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「5,400 円」を「5,500 円」に、「2,160 円」を「2,200 円」に、「4,320 円」を「4,400 円」に、「10,800 円」を「11,000 円」に、「6,480 円」を「6,600 円」に、「2,370 円」を「2,420 円」に、「4,750 円」を「4,840 円」に、「12,960 円」を「13,200 円」に改める。

別表第 3 中「2,160 円」を「2,200 円」に、「1,080 円」を「1,100 円」に、「10,800 円」を「11,000 円」に改める。

(松阪市嬉野斎場条例の一部改正)

第 18 条 松阪市嬉野斎場条例（平成 17 年松阪市条例第 162 号）の一部を次のように

改正する。

別表中「2,160円」を「2,200円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「27,000円」を「27,500円」に改める。

(松阪市飯南火葬場条例の一部改正)

第19条 松阪市飯南火葬場条例(平成17年松阪市条例第348号)の一部を次のように改正する。

別表中「2,160円」を「2,200円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「27,000円」を「27,500円」に改める。

(松阪市納骨堂条例の一部改正)

第20条 松阪市納骨堂条例(平成17年松阪市条例第160号)の一部を次のように改正する。

第13条各号中「2,160円」を「2,200円」に改める。

(松阪市自転車の放置防止に関する条例の一部改正)

第21条 松阪市自転車の放置防止に関する条例(平成17年松阪市条例第166号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「2,160円」を「2,200円」に改める。

(松阪市勤労者総合福祉施設条例の一部改正)

第22条 松阪市勤労者総合福祉施設条例(平成17年松阪市条例第167号)の一部を次のように改正する。

別表中「2,300」を「2,420」に、「3,770」を「3,960」に、「1,670」を「1,760」に、「2,510」を「2,640」に、「2,720」を「2,860」に、「4,610」を「4,840」に、「6,710」を「7,040」に、「10,480」を「11,000」に、「210」を「220」に、「4,190」を「4,400」に、「1,250」を「1,320」に、「2,090」を「2,200」に、「1,460」を「1,540」に、「1,880」を「1,980」に、「2,930」を「3,080」に、「1,040」を「1,100」に改める。

(松阪市産業振興センター条例の一部改正)

第23条 松阪市産業振興センター条例(平成17年松阪市条例第168号)の一部を次のように改正する。

別表中「9,070」を「9,240」に、「12,960」を「13,200」に、「15,660」を「15,950」に、「20,520」を「20,900」に、「27,860」を「28,380」に、「32,400」を「33,000」に、「2,160」を「2,200」に、「4,320」を「4,400」に、「8,640」を「8,800」に、「3,340」を「3,410」に、「5,180」を「5,280」に、「6,260」を「6,380」に、「8,100」を「8,250」に、「11,010」を「11,220」に、「13,710」を「13,970」に、「1,080」を「1,100」に、「3,240」を「3,300」に、「860」を「880」に、「1,290」を「1,320」に、「1,620」を「1,650」に、「2,050」を「2,090」に、「2,800」を「2,860」に、「3,450」を「3,520」に、「540」を「550」に、「1,510」

を「1,540」に、「2,370」を「2,420」に、「3,670」を「3,740」に、「4,960」を「5,060」に、「6,150」を「6,270」に、「1,720」を「1,760」に、「2,590」を「2,640」に、「4,210」を「4,290」に、「5,610」を「5,720」に、「7,020」を「7,150」に、「2,060」を「2,100」に、「4,600」を「4,680」に、「4,130」を「4,210」に、「6,660」を「6,780」に、「8,730」を「8,890」に、「10,790」を「11,000」に、「370」を「380」に、「750」を「770」に、「1,320」を「1,350」に、「1,700」を「1,730」に、「2,260」を「2,310」に、「1,840」を「1,880」に、「3,710」を「3,780」に、「5,970」を「6,080」に、「7,840」を「7,980」に、「9,680」を「9,860」に改める。

(松阪駅観光情報センター条例の一部改正)

第24条 松阪駅観光情報センター条例(平成17年松阪市条例第173号)の一部を次のように改正する。

第7条中「86,400円」を「88,000円」に改める。

(松阪市飯高グリーンライフ山林舎条例の一部改正)

第25条 松阪市飯高グリーンライフ山林舎条例(平成17年松阪市条例第341号)の一部を次のように改正する。

別表中「4,320円以上6,480円以内」を「4,400円以上6,600円以内」に、「3,780円以上5,670円以内」を「3,850円以上5,770円以内」に、「2,160円以上3,240円以内」を「2,200円以上3,300円以内」に、「540円以上810円以内」を「550円以上820円以内」に、「210円以上320円以内」を「220円以上330円以内」に、「100円以上160円以内」を「110円以上160円以内」に、「1,080円以上1,620円以内」を「1,100円以上1,650円以内」に改める。

(松阪市飯高森林とのふれあい環境整備施設条例の一部改正)

第26条 松阪市飯高森林とのふれあい環境整備施設条例(平成17年松阪市条例第344号)の一部を次のように改正する。

別表中「4,320円以上6,480円以内」を「4,400円以上6,600円以内」に、「3,780円以上5,670円以内」を「3,850円以上5,770円以内」に、「2,160円以上3,240円以内」を「2,200円以上3,300円以内」に、「540円以上810円以内」を「550円以上820円以内」に、「210円以上320円以内」を「220円以上330円以内」に、「10,800円以上16,200円以内」を「11,000円以上16,500円以内」に改める。

(松阪競輪場売店、用地等使用に関する条例の一部改正)

第27条 松阪競輪場売店、用地等使用に関する条例(平成17年松阪市条例第186号)の一部を次のように改正する。

別表中「5,400円」を「5,500円」に、「32,400円」を「33,000円」に、「19,440円以上」を「19,800円以上」に改める。

(松阪市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第28条 松阪市農業集落排水処理施設条例(平成17年松阪市条例第190号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「3,240円」を「3,300円」に、「540円」を「550円」に改める。

(松阪農業公園ベルファーム条例の一部改正)

第29条 松阪農業公園ベルファーム条例(平成17年松阪市条例第192号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,620円」を「1,650円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「8,450円」を「8,600円」に、「9,370円」を「9,540円」に、「6,000円」を「6,110円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「310円」を「320円」に、「1,290円」を「1,320円」に、「320円」を「330円」に、「790円」を「810円」に改める。

(松阪市飯南和紙和牛センター条例の一部改正)

第30条 松阪市飯南和紙和牛センター条例(平成17年松阪市条例第193号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「2,160円」を「2,200円」に改める。

(松阪市飯南茶業伝承館条例の一部改正)

第31条 松阪市飯南茶業伝承館条例(平成17年松阪市条例第346号)の一部を次のように改正する。

別表中「540円以内」を「550円以内」に、「320円以内」を「330円以内」に、「1,080円以内」を「1,100円以内」に、「16,200円以内」を「16,500円以内」に改める。

(松阪市飯高地域資源活用交流施設条例の一部改正)

第32条 松阪市飯高地域資源活用交流施設条例(平成17年松阪市条例第196号)の一部を次のように改正する。

別表中「640円」を「660円」に、「320円」を「330円」に、「430円」を「440円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「2,160円以内」を「2,200円以内」に改める。

(松阪市飯高産業振興センター条例の一部改正)

第33条 松阪市飯高産業振興センター条例(平成17年松阪市条例第172号)の一部を次のように改正する。

別表中「5,400円」を「5,500円」に、「320円」を「330円」に、「2,160円」を「2,200円」に改める。

(松阪市森林公園条例の一部改正)

第34条 松阪市森林公園条例(平成17年松阪市条例第330号)の一部を次のように改正する。

別表中「3,000円」を「3,140円」に、「1,500円」を「1,570円」に、「11,230円」を「11,440円」に、「1,000円」を「1,050円」に、「100円」を「110円」に改める。

(松阪市飯高林業総合センター条例の一部改正)

第35条 松阪市飯高林業総合センター条例(平成17年松阪市条例第206号)の一部を次のように改正する。

別表中「2,700円」を「2,750円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

(松阪市道路占用料等徴収条例の一部改正)

第36条 松阪市道路占用料等徴収条例(平成17年松阪市条例第209号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1か月未満のものについての占用料の額は、前項本文の規定により算定した額(その額が100円に満たない場合にあつては、括弧書により100円とする前の額)に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の額をいう。以下同じ。)を加えた額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)とする。ただし、前項ただし書の規定により算定することになる場合にあつては、各年度の占用料の額(その額が100円に満たない場合にあつては、括弧書により100円とする前の額)に消費税等相当額を加えた額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)の合計額とする。

(松阪市河川土地占用料等徴収条例の一部改正)

第37条 松阪市河川土地占用料等徴収条例(平成17年松阪市条例第210号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1か月未満のものについての占用料の額は、前項の規定により算定した額(その額が100円に満たない場合にあつては、別表の規定により100円とする前の額)に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の額をいう。)を加えた額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)とする。
- 3 2以上の年度にわたる占用に係る占用料の額の算定に当たっては、各年度に属する占用の期間ごとに第1項(占用の期間が通算して1か月未満の場合にあつては、前項)の規定を適用する。

(松阪市営若者定住住宅条例の一部改正)

第38条 松阪市営若者定住住宅条例(平成17年松阪市条例第216号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「540円」を「550円」に改める。

(松阪市都市公園条例の一部改正)

第39条 松阪市都市公園条例(平成17年松阪市条例第218号)の一部を次のように改正する。

別表中「540」を「550」に、「21」を「22」に、「320」を「330」に、「1,080」を「1,100」に、「1,620」を「1,650」に改め、同表備考に次のように加える。

- 4 「都市公園を占用する場合」における占用の期間が1か月未満のものについて

の使用料の額は、この表により算定した額に 100 分の 110 を乗じて得た額（その額が 100 円に満たない場合にあつては、100 円）とする。ただし、その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（松阪市総合運動公園運動施設条例の一部改正）

第 40 条 松阪市総合運動公園運動施設条例（平成 24 年松阪市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「1,080 円」を「1,100 円」に、「540 円」を「550 円」に、「2,160 円」を「2,200 円」に、同表備考中「260 円」を「280 円」に、「130 円」を「140 円」に改める。

別表第 2 中「1,080 円」を「1,100 円」に、「540 円」を「550 円」に、「2,160 円」を「2,200 円」に、「4,320 円」を「4,400 円」に、「750 円」を「770 円」に、「1,510 円」を「1,540 円」に改める。

別表第 3 中「540 円」を「550 円」に改める。

別表第 4 中「1,080 円」を「1,100 円」に、「540 円」を「550 円」に、「2,160 円」を「2,200 円」に、同表備考中「260 円」を「280 円」に、「130 円」を「140 円」に改める。

別表第 5 中「8,640 円」を「8,800 円」に、「4,320 円」を「4,400 円」に改める。

（松阪市立学校施設目的外使用条例の一部改正）

第 41 条 松阪市立学校施設目的外使用条例（平成 17 年松阪市条例第 238 号）の一部を次のように改正する。

別表中「510 円」を「520 円」に、「820 円」を「830 円」に、「1,020 円」を「1,040 円」に改める。

（松阪市旧学校施設条例の一部改正）

第 42 条 松阪市旧学校施設条例（平成 28 年松阪市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中「510 円」を「520 円」に、「820 円」を「830 円」に、「1,020 円」を「1,040 円」に改める。

（松阪市中川コミュニティセンター条例の一部改正）

第 43 条 松阪市中川コミュニティセンター条例（平成 17 年松阪市条例第 251 号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,370」を「2,420」に、「2,590」を「2,640」に、「2,910」を「2,970」に、「3,560」を「3,630」に、「3,780」を「3,850」に、「5,400」を「5,500」に、「860」を「880」に、「970」を「990」に、「1,180」を「1,210」に、「1,400」を「1,430」に、「1,620」を「1,650」に、「2,160」を「2,200」に、「1,080」を「1,100」に、「1,290」を「1,320」に、「3,240」を「3,300」に改める。

（松阪市豊地農構センター条例の一部改正）

第 44 条 松阪市豊地農構センター条例（平成 17 年松阪市条例第 252 号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,080」を「1,100」に、「1,290」を「1,320」に、「1,620」を「1,650」に、「3,240」を「3,300」に、「540」を「550」に、「640」を「660」に、「860」を「880」に、「2,700」を「2,750」に改める。

(松阪市豊田農村集落センター条例の一部改正)

第45条 松阪市豊田農村集落センター条例(平成17年松阪市条例第253号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,080」を「1,100」に、「1,290」を「1,320」に、「1,620」を「1,650」に、「3,240」を「3,300」に、「540」を「550」に、「640」を「660」に、「860」を「880」に、「2,700」を「2,750」に改める。

(松阪市文化センター条例の一部改正)

第46条 松阪市文化センター条例(平成17年松阪市条例第257号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「15,120」を「15,400」に、「21,600」を「22,000」に、「28,080」を「28,600」に、「60,260」を「61,380」に、「18,570」を「18,920」に、「26,780」を「27,280」に、「34,770」を「35,420」に、「74,520」を「75,900」に、「30,240」を「30,800」に、「43,200」を「44,000」に、「56,160」を「57,200」に、「120,520」を「122,760」に、「37,150」を「37,840」に、「53,560」を「54,560」に、「69,550」を「70,840」に、「149,040」を「151,800」に、「15,550」を「15,840」に、「22,460」を「22,880」に、「29,160」を「29,700」に、「62,420」を「63,580」に、「19,220」を「19,580」に、「27,640」を「28,160」に、「36,070」を「36,740」に、「77,110」を「78,540」に、「19,650」を「20,020」に、「36,500」を「37,180」に、「78,190」を「79,640」に、「23,970」を「24,420」に、「45,140」を「45,980」に、「96,550」を「98,340」に、「22,680」を「23,100」に、「32,400」を「33,000」に、「42,120」を「42,900」に、「90,280」を「91,960」に、「27,860」を「28,380」に、「40,170」を「40,920」に、「52,050」を「53,020」に、「111,670」を「113,740」に、「45,360」を「46,200」に、「64,800」を「66,000」に、「84,240」を「85,800」に、「180,790」を「184,140」に、「55,720」を「56,760」に、「80,350」を「81,840」に、「104,320」を「106,260」に、「223,560」を「227,700」に改める。

別表第3中「5,400」を「5,500」に、「8,640」を「8,800」に、「10,800」を「11,000」に、「22,890」を「23,320」に、「6,690」を「6,820」に、「10,580」を「10,780」に、「13,390」を「13,640」に、「28,510」を「29,040」に、「17,280」を「17,600」に、「21,600」を「22,000」に、「46,000」を「46,860」に、「21,160」を「21,560」に、「26,780」を「27,280」に、「57,020」を「58,080」に、「5,610」を「5,720」に、「8,850」を「9,020」に、「11,230」を「11,440」に、「23,760」を「24,200」に、「6,910」を「7,040」に、「13,820」を「14,080」に、「29,160」を「29,700」に、「14,040」を「14,300」に、「29,800」を「30,360」に、「13,600」を「13,860」に、「36,720」を「37,400」に、「7,990」を「8,140」に、「12,960」

を「13,200」に、「16,200」を「16,500」に、「34,340」を「34,980」に、「9,930」を「10,120」に、「15,760」を「16,060」に、「20,080」を「20,460」に、「42,550」を「43,340」に、「25,920」を「26,400」に、「32,400」を「33,000」に、「69,120」を「70,400」に、「31,750」を「32,340」に、「40,170」を「40,920」に、「85,530」を「87,120」に改める。

別表第4中「10,800」を「11,000」に、「14,250」を「14,520」に、「19,000」を「19,360」に、「40,820」を「41,580」に、「13,390」を「13,640」に、「17,490」を「17,820」に、「23,540」を「23,980」に、「50,540」を「51,480」に、「21,600」を「22,000」に、「28,510」を「29,040」に、「38,010」を「38,720」に、「81,860」を「83,380」に、「26,780」を「27,280」に、「34,990」を「35,640」に、「47,080」を「47,960」に、「101,080」を「102,960」に、「11,230」を「11,440」に、「14,680」を「14,960」に、「19,650」を「20,020」に、「42,330」を「43,120」に、「13,820」を「14,080」に、「18,140」を「18,480」に、「24,400」を「24,860」に、「52,270」を「53,240」に、「14,040」を「14,300」に、「18,360」を「18,700」に、「24,620」を「25,080」に、「52,920」を「53,900」に、「17,280」を「17,600」に、「22,680」を「23,100」に、「30,450」を「31,020」に、「65,440」を「66,660」に、「16,200」を「16,500」に、「21,380」を「21,780」に、「61,340」を「62,480」に、「20,080」を「20,460」に、「26,130」を「26,620」に、「35,200」を「35,860」に、「75,600」を「77,000」に、「32,400」を「33,000」に、「42,760」を「43,560」に、「57,020」を「58,080」に、「122,900」を「125,180」に、「40,170」を「40,920」に、「52,480」を「53,460」に、「70,630」を「71,940」に、「151,840」を「154,660」に、「1,940」を「1,980」に、「3,020」を「3,080」に、「4,960」を「5,060」に、「9,070」を「9,240」に、「3,880」を「3,960」に、「6,040」を「6,160」に、「9,930」を「10,120」に、「2,160」を「2,200」に、「3,240」を「3,300」に、「5,180」を「5,280」に、「9,720」を「9,900」に、「2,370」を「2,420」に、「6,260」を「6,380」に、「11,440」を「11,660」に、「2,800」を「2,860」に、「4,530」を「4,620」に、「7,340」を「7,480」に、「13,600」を「13,860」に、「5,830」を「5,940」に、「14,900」を「15,180」に、「27,640」を「28,160」に、「5,400」を「5,500」に、「4,320」を「4,400」に、「6,480」を「6,600」に、「3,450」を「3,520」に、「5,610」を「5,720」に、「10,580」を「10,780」に、「4,100」を「4,180」に、「6,910」を「7,040」に、「12,740」を「12,980」に、「4,750」を「4,840」に、「7,990」を「8,140」に、「30,020」を「30,580」に改める。

(松阪市立歴史民俗資料館条例の一部改正)

第47条 松阪市立歴史民俗資料館条例(平成17年松阪市条例第258号)の一部を次のように改正する。

別表中「100円」を「110円」に改める。

(松阪市文化財センター条例の一部改正)

第 48 条 松阪市文化財センター条例（平成 17 年松阪市条例第 259 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「100 円」を「110 円」に、「500 円」を「510 円」に改める。

別表第 2 中「1,570 円」を「1,600 円」に、「2,100 円」を「2,140 円」に、「3,150 円」を「3,210 円」に、「520 円」を「530 円」に改める。

（松阪市旧小津清左衛門家条例の一部改正）

第 49 条 松阪市旧小津清左衛門家条例（平成 17 年松阪市条例第 260 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「120 円」を「130 円」に、「100 円」を「110 円」に改める。

別表第 2 中「4,320 円」を「4,400 円」に、「2,160 円」を「2,200 円」に、「6,480 円」を「6,600 円」に、「3,240 円」を「3,300 円」に改める。

（松阪市松浦武四郎記念館（小野江コミュニティセンター）条例の一部改正）

第 50 条 松阪市松浦武四郎記念館（小野江コミュニティセンター）条例（平成 17 年松阪市条例第 264 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「350 円」を「360 円」に、「250 円」を「260 円」に、「100 円」を「110 円」に、「510 円」を「520 円」に改める。

別表第 2 中「510 円」を「520 円」に、「720 円」を「730 円」に、「1,240 円」を「1,260 円」に、「620 円」を「630 円」に、「920 円」を「940 円」に、「1,440 円」を「1,470 円」に、「1,030 円」を「1,050 円」に、「2,060 円」を「2,100 円」に改める。

別表第 3 中「1,030 円」を「1,050 円」に、「510 円」を「520 円」に改める。

（松阪市松浦武四郎誕生地条例の一部改正）

第 51 条 松阪市松浦武四郎誕生地条例（平成 29 年松阪市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「100 円」を「110 円」に、「350 円」を「360 円」に、「250 円」を「260 円」に改める。

別表第 2 中「4,320 円」を「4,400 円」に、「2,160 円」を「2,200 円」に、「6,480 円」を「6,600 円」に、「3,240 円」を「3,300 円」に改める。

（松阪市飯南産業文化センター条例の一部改正）

第 52 条 松阪市飯南産業文化センター条例（平成 17 年松阪市条例第 265 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「4,530」を「4,620」に、「6,040」を「6,160」に、「8,200」を「8,360」に、「17,280」を「17,600」に、「9,070」を「9,240」に、「12,090」を「12,320」に、「16,410」を「16,720」に、「34,560」を「35,200」に、「4,960」を「5,060」に、「6,260」を「6,380」に、「8,640」を「8,800」に、「18,360」を「18,700」に、「5,830」を「5,940」に、「7,770」を「7,920」に、「10,580」を「10,780」に、「22,890」を「23,320」に、「6,800」を「6,930」に、「12,310」を「12,540」に、「26,670」を「27,170」に、「22,680」を「23,100」に、「30,240」

を「30,800」に、「41,040」を「41,800」に、「89,200」を「90,860」に、「1,290」を「1,320」に、「1,720」を「1,760」に、「2,590」を「2,640」に、「5,290」を「5,390」に、「6,480」を「6,600」に、「12,960」を「13,200」に、「26,460」を「26,950」に、「1,940」を「1,980」に、「3,880」を「3,960」に、「7,990」を「8,140」に、「9,720」を「9,900」に、「19,440」を「19,800」に、「39,960」を「40,700」に改め、同表備考1中「430円」を「440円」に改める。

別表第2中「1,620」を「1,650」に、「970」を「990」に、「750」を「770」に、「320」を「330」に、「100」を「110」に、「430」を「440」に改める。

(松阪市原田二郎旧宅条例の一部改正)

第53条 松阪市原田二郎旧宅条例(平成24年松阪市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表中「100円」を「110円」に改める。

(松阪市旧長谷川治郎兵衛家条例の一部改正)

第54条 松阪市旧長谷川治郎兵衛家条例(平成30年松阪市条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「320円」を「330円」に、「250円」を「260円」に、「120円」を「130円」に改める。

別表第2中「4,320円」を「4,400円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「3,240円」を「3,300円」に改める。

(松阪市阪内川スポーツ公園運動施設条例の一部改正)

第55条 松阪市阪内川スポーツ公園運動施設条例(平成17年松阪市条例第267号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「1,940」を「1,980」に、「2,590」を「2,640」に、「3,240」を「3,300」に、「7,560」を「7,700」に、「9,720」を「9,900」に、「12,960」を「13,200」に、「18,360」を「18,700」に、「36,720」を「37,400」に、「4,320」を「4,400」に、「6,480」を「6,600」に、「8,640」を「8,800」に、「19,440」を「19,800」に、「28,080」を「28,600」に、「48,600」を「49,500」に、「108,000」を「110,000」に、「100」を「110」に、「210」を「220」に、「320」を「330」に、「430」を「440」に、「540」を「550」に、「1,290」を「1,320」に改める。

別表第2中「1,290」を「1,320」に、「1,720」を「1,760」に、「860」を「880」に改め、同表備考3中「430円」を「440円」に改める。

(松阪市嬉野体育施設条例の一部改正)

第56条 松阪市嬉野体育施設条例(平成19年松阪市条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「2,160円」を「2,200円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「4,860円」を「4,950円」に、「430円」を「440円」に、「210円」を「220円」に、「1,290円」を「1,320円」に、「860円」を「880円」に、「640円」を「660円」に改める。

(松阪市ハートフルみくも条例の一部改正)

第 57 条 松阪市ハートフルみくも条例（平成 20 年松阪市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「2,160 円」を「2,200 円」に、「4,320 円」を「4,400 円」に、「6,480 円」を「6,600 円」に、「12,960 円」を「13,200 円」に、「19,440 円」を「19,800 円」に、「8,640 円」を「8,800 円」に、「17,280 円」を「17,600 円」に、「25,920 円」を「26,400 円」に、「10,800 円」を「11,000 円」に、「21,600 円」を「22,000 円」に、「32,400 円」を「33,000 円」に、「5,400 円」を「5,500 円」に、「16,200 円」を「16,500 円」に、「48,600 円」を「49,500 円」に、「43,200 円」を「44,000 円」に、「64,800 円」を「66,000 円」に、「27,000 円」を「27,500 円」に、「54,000 円」を「55,000 円」に、「81,000 円」を「82,500 円」に、「97,200 円」を「99,000 円」に、「145,800 円」を「148,500 円」に、「129,600 円」を「132,000 円」に、「194,400 円」を「198,000 円」に、「162,000 円」を「165,000 円」に、「243,000 円」を「247,500 円」に、「86,400 円」を「88,000 円」に、「172,800 円」を「176,000 円」に、「259,200 円」を「264,000 円」に、「108,000 円」を「110,000 円」に、「216,000 円」を「220,000 円」に、「324,000 円」を「330,000 円」に、「540 円」を「550 円」に、「750 円」を「770 円」に、「1,080 円」を「1,100 円」に、「1,830 円」を「1,870 円」に、「1,620 円」を「1,650 円」に、「2,260 円」を「2,310 円」に、「3,240 円」を「3,300 円」に、「5,500 円」を「5,610 円」に、「3,020 円」を「3,080 円」に、「7,340 円」を「7,480 円」に、「2,700 円」を「2,750 円」に、「3,780 円」を「3,850 円」に、「9,180 円」を「9,350 円」に、「320 円」を「330 円」に、「100 円」を「110 円」に、「210 円」を「220 円」に改める。

(松阪市飯南体育センター条例の一部改正)

第 58 条 松阪市飯南体育センター条例（平成 17 年松阪市条例第 270 号）の一部を次のように改正する。

別表中「210 円」を「220 円」に、「320 円」を「330 円」に、「100 円」を「110 円」に改める。

(松阪公園グラウンド条例の一部改正)

第 59 条 松阪公園グラウンド条例（平成 17 年松阪市条例第 271 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中「1,080 円」を「1,100 円」に、「2,160 円」を「2,200 円」に、「1,400 円」を「1,430 円」に、「2,800 円」を「2,860 円」に改める。

(松阪市雲出川河川敷グラウンド条例の一部改正)

第 60 条 松阪市雲出川河川敷グラウンド条例（平成 17 年松阪市条例第 273 号）の一部を次のように改正する。

別表中「540」を「550」に改める。

(松阪市山村広場（飯南グラウンド）条例の一部改正)

第 61 条 松阪市山村広場（飯南グラウンド）条例（平成 17 年松阪市条例第 274 号）の一部を次のように改正する。

別表中「210 円」を「220 円」に、「540 円」を「550 円」に改める。

（松阪市飯南そまびとグラウンド条例の一部改正）

第 62 条 松阪市飯南そまびとグラウンド条例（平成 17 年松阪市条例第 275 号）の一部を次のように改正する。

別表中「210 円」を「220 円」に改める。

（松阪市中部台テニスコート条例の一部改正）

第 63 条 松阪市中部台テニスコート条例（平成 17 年松阪市条例第 277 号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,180」を「1,210」に、「1,290」を「1,320」に、「1,980」を「2,020」に改める。

（松阪市東部テニスコート条例の一部改正）

第 64 条 松阪市東部テニスコート条例（平成 17 年松阪市条例第 278 号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,080 円」を「1,100 円」に、「2,160 円」を「2,200 円」に、「1,400 円」を「1,430 円」に、「2,800 円」を「2,860 円」に改める。

（松阪公園プール条例の一部改正）

第 65 条 松阪公園プール条例（平成 17 年松阪市条例第 281 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表中「430」を「440」に改める。

別表第 1 中「3,240」を「3,300」に、「6,480」を「6,600」に、「9,720」を「9,900」に「2,160」を「2,200」に、「4,320」を「4,400」に改める。

別表第 2 中「100」を「110」に改める。

（松阪市流水プール条例の一部改正）

第 66 条 松阪市流水プール条例（平成 17 年松阪市条例第 282 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中「430」を「440」に改める。

（松阪市飯高 B & G 海洋センター条例の一部改正）

第 67 条 松阪市飯高 B & G 海洋センター条例（平成 17 年松阪市条例第 283 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「210 円」を「220 円」に、「1,080 円」を「1,100 円」に、「2,160 円」を「2,200 円」に改める。

（松阪市ソフトボール場条例の一部改正）

第 68 条 松阪市ソフトボール場条例（平成 17 年松阪市条例第 284 号）の一部を次のように改正する。

別表中「540」を「550」に改める。

（松阪市水道給水条例の一部改正）

第 69 条 松阪市水道給水条例（平成 17 年松阪市条例第 288 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

第 29 条第 1 項第 4 号中「864 円」を「880 円」に、「2,160 円」を「2,200 円」に、「3,240 円」を「3,300 円」に改める。

附則第 4 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

別表第 1 中「56,160 円」を「57,200 円」に、「135,000 円」を「137,500 円」に、「270,000 円」を「275,000 円」に、「354,240 円」を「360,800 円」に、「561,600 円」を「572,000 円」に、「1,306,800 円」を「1,331,000 円」に、「2,343,600 円」を「2,387,000 円」に、「5,313,600 円」を「5,412,000 円」に改める。

（松阪市公共下水道使用料条例の一部改正）

第 70 条 松阪市公共下水道使用料条例（平成 17 年松阪市条例第 226 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「1.08」を「100 分の 110」に改める。

（松阪市朝見簡易水道給水条例の一部改正）

第 71 条 松阪市朝見簡易水道給水条例（平成 17 年松阪市条例第 290 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「720 円」を「733 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（松阪市水道給水条例に関する経過措置）

2 第 69 条の規定による改正後の松阪市水道給水条例第 23 条第 1 項及び附則第 4 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している給水で、施行日から施行日の属する月の末日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるもの（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日が同月の末日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定される日をいい、当該確定される日がない場合は水道の供給を開始した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から施行日の属する月の末日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数が生じたときは、これを 1 月とする。

（松阪市公共下水道使用料条例に関する経過措置）

4 第 70 条の規定による改正後の松阪市公共下水道使用料条例第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続してい

る公共下水道の使用で、施行日から施行日の属する月の末日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定されるもの（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定される日が同月の末日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定される日をいい、当該確定される日がない場合は公共下水道の使用を開始した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から施行日の属する月の末日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。

- 5 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。